〇平成22年度末種別毎都市公園等整備現況

H23.3.31現在

	平成22	年度末	平成21年度	また(参考)	·		
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	1		
住区基幹公園	87,056	32,431	85,953	32,014			
街区公園	79,944	13,276	78,918	13,144			
近隣公園	5,399	9,681	5,347	9,559			
地区公園	1,713	9,475	1,688	9,311	カントリーパーク含む		
	(181)	(1,394)	(176)	(1,357)	()内の数字はカントリー		
					パークを示す		
都市基幹公園	2,105	36,598	2,096	36,316			
総合公園	1,312	24,358	1,304	24,155			
運動公園	793	12,240	792	12,161			
大規模公園	218	15,187	214	14,803			
広域公園	212	14,635	208	14,254			
レクリエーション都市	6	552	6	549			
緩衝緑地等	10,478	30,988	10,289	30,715			
特殊公園	1,300	13,445	1,290	13,401			
緩衝緑地	227	1,672	224	1,644			
都市緑地	7,684	14,211	7,526	14,039			
都市林	117	423	111	409			
広場公園	316	345	311	336			
緑道	834	892	827	887			
国営公園	17	2,961	16	2,819			
合計	99,874	118,165	98,568	116,667	H22末整備水準		
					9.8㎡/人		

[※] 都市公園等とは、「都市公園法」に基づき国又は地方公共団体が設置する都市公園、及び都市計画区域外において都市公園に準じて設置されている特定地区公園(カントリーパーク)を指す。

都市公園等の種類(参考)

		都中公園寺の 性 類(参考)
種 類	種 別	内容
	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
住区基幹	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
公園	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。
	特定地区 公園	都市計画区域外の一定の町村における農山漁村の生活環境の改善を目的とする特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4ha以上を標準として配置する。
都市基幹	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1箇所当たり面積10~50haを標準として配置する。
公園	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15~75haを標準として配置する。
	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏 等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
大規模 公園	レクリエーション 都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置する。
特殊	公園	風致公園、墓園等の特殊な公園で、その目的に則し配置する。
緩種	 行緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
都市	ī緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積 0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
都市林		主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園であり、都市の良好な自然的環境を形成することを目的として配置する。
広場公園		主として商業・業務系の土地利用が行われる地域において都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息地等の利用に供することを目的として配置する。
桐	 建	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10~20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。
国営	公園	一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね 300ha以上として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。

〇都市公園等面積の推移

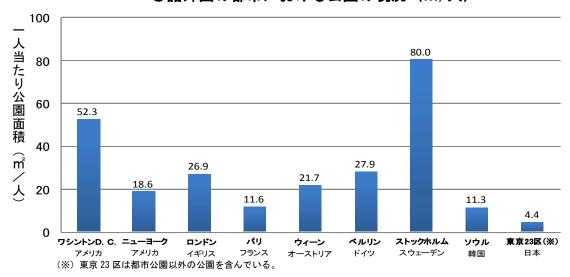


年度	面積(ha)	前年度との 比較(ha)	1 人当たり 都市公園等面積 (㎡/人)		
H11	93, 094	2, 737	7. 9		
H12	95, 940	2, 846	8. 1		
H13	98, 974	3, 035	8. 4		
H14	100, 968	1, 993	8. 5		
H15	103, 865	2, 897	8. 7		
H16	106, 370	2, 506	8. 9		
H17	109, 178	2, 808	9. 1		
H18	111, 307	2, 129	9. 3		
H19	113, 207	1, 900	9. 4		
H20	114, 990	1, 783	9. 6		
H21	116, 667	1, 677	9. 7		
H22	118, 165	1, 498	9.8		

〇都道府県別一人当たり都市公園等面積現況

														H2	23.	3. 31現在
者	『道府県:	名	一人当たり 公園等面積 (㎡/人)	者	『道府県:	名	一人当たり 公園等面積 (㎡/人)	者	『道府県	名	一人当たり 公園等面積 (㎡/人)	政令指定都市名		i名	一人当たり 公園等面積 (㎡/人)	
北	海	道	36.0	岐	阜	県	9.7	佐	賀	県	11.4	札	帳	!	市	12.2
青	森	県	16.8	静	畄	県	9.0	長	崎	県	13.2	仙	台		市	12.8
岩	手	県	13.7	愛	知	県	7.6	熊	本	県	9.2	さ	いた	ま	市	5.1
宮	城	県	19.0	≡	重	県	9.6	大	分	県	12.7	千	葉		市	9.0
秋	田	県	19.7	滋	賀	県	8.5	宮	崎	県	20.9	東	京 特	別	区	3.0
山	形	県	18.2	京	都	府	11.5	鹿	児 島	県	13.4	横	浜		市	4.8
福	島	県	12.4	大	阪	府	5.4	沖	縄	県	10.6	JII	崎	Ì	市	3.8
茨	城	県	8.7	兵	庫	県	10.5					相	模	原	市	4.1
栃	木	県	13.4	奈	良	県	12.0					新	澙	,	市	9.1
群	馬	県	13.8	和	歌山	県	7.6					静	畄		市	5.9
埼	玉	県	6.9	鳥	取	県	13.2					浜	松	:	市	8.3
千	葉	県	6.0	島	根	県	18.4					名	古	屋	市	6.9
東	京	都	7.0	岡	山	県	12.8					京	都	5	市	4.3
神	奈 川	県	6.0	広	島	県	13.1					大	阪		市	3.8
新	潟	県	14.7	山		県	13.9					堺			市	8.2
富	山	県	14.6	徳	島	県	9.4					神	戸		市	17.0
石	Ш	県	13.2	香	Ш	県	15.3					岡	山		市	16.7
福	井	県	15.4	愛	媛	県	11.5					広	島	i	市	7.6
山	梨	県	10.3	高	知	県	11.1					北	九	州	市	11.8
長	野	県	12.8	褔	岡	県	8.6					褔	畄		市	9.3
								都	道府県	計*	11.2	政	令	市	計	6.6
								% I	女令市除く			全	三	l	計	9.8

〇諸外国の都市における公園の現況 (㎡/人)



〇平成22年度末都市の緑地の保全・緑化に関する施策の実施現況 (H23.3.31 現在)

	平成 22 年度末		平成 21 3	年度末(参考)	增加量(H22-H21)		
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	
緑の基本計画	648	_	641	_	7	_	
歷史的風土保存区域	32	22,487	32	22,487	0	0	
歴史的風土特別保存地区	60	6,428	60	6,428	0	0	
第 1 種·第 2 種歴史的風土保存地区	_	2,404	-	2,404	_	0	
近郊緑地保全区域	25	97,330	25	97,330	0	0	
近郊緑地特別保全地区	27	3,516	27	3,516	0	0	
特別緑地保全地区	419	2,369	398	2,292	21	77	
管理協定	1	1	1	1	0	0	
地区計画等緑地保全条例	2	38	0	0	2	38	
風致地区	762	170,728	760	169,594	2	1,134	
市民緑地	162	90	148	81	14	9	
保存樹木(施行令第1項)*1	_	3,834	1	3,942	-	-108	
保存樹林(施行令第2項イ)	199	67	198	67	1	0	
保存樹林(施行令第2項口)※2	29	1,424	29	1,424	0	0	
緑地協定	1,886	5,755	1,883	6,011	3	-256	
認定緑化施設整備計画*3	28		26		2	_	
緑化地域	3	60,425	2	54,732	1	5,693	
地区計画等緑化率条例	45	604	37	497	8	107	

^{※1}保存樹木の単位は本 ※2保存樹林(ロ)の単位はm ※3認定緑化施設整備計画の箇所数は認定件数の累計

上記に関する制度等の概要(参考)

上記に関する前及寺の伽安(参考)							
制度等の名称(根拠法)	制度の概要						
緑の基本計画 (都市緑地法)	市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策等を基本計画に定め、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施する。						
歴史的風土保存区域 (古都保存法)	古都における歴史的風土を緩やかに保存するために、区域内における木竹の伐採、建 築行為、土地の形質の変更など、一定の行為を届出・勧告制とする。						
歷史的風土特別保存地区 (古都保存法·明日香法)	古都における歴史的風土を現状凍結的に保存するために、地区内における木竹の伐採、建築行為、土地の形質の変更等、一定の行為を許可制とする。なお、明日香村の区域については、第 1 種と第 2 種に区分し、それぞれの許可基準を定めている。						
近郊緑地保全区域 (首都圏・近畿圏近郊緑地保全法)	良好な自然的環境を形成する緑地について木竹の伐採、建築行為、土地の形質の改変等一定の 行為を届出制とし、無秩序な市街地化を防止する。						
近郊緑地特別保全地区 (首都圏・近畿圏近郊緑地保全法)	良好な自然的環境を形成する緑地について木竹の伐採、建築行為、土地の形質の改変等一定の						
特別緑地保全地区 (都市緑地法)	行為を許可制とし、緑地を現状凍結的に保全して、豊かな緑を将来に継承する。						
管理協定 (都市緑地法)	地方公共団体等が、特別緑地保全地区等の土地所有者と協定を結ぶことにより、土地所有者に代わって緑地の管理を行い、管理の負担を軽減する。						
地区計画等緑地保全条例 (都市緑地法)	屋敷林や社寺林等、身近にある小規模な緑地について、地区計画等を活用して現状凍結的に保全する。						
風致地区 (都市計画法)	良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致 の維持が必要な区域について定め、地区内における木竹の伐採、建築行為、土地の形質の変更 等、一定の行為を許可制とする。						
市民緑地 (都市緑地法)	雑木林・屋敷林等の緑地の所有者や人工地盤・建築物等の緑化を行う事業者と地方公共団体等が 契約を結び、緑地や緑化施設を地域の人々の利用のために公開する。						
保存樹木·保存樹林 (樹木保存法)	都市計画区域における、一定の基準を満たす樹木または樹木の集団(樹林地・いけがき)について 市町村長が指定し、保存を図る。						
緑地協定 (都市緑地法)	土地所有者等が合意により緑地の保全や緑化に関する協定を締結し、市街地の良好な環境を確保する。						
認定緑化施設整備計画 (都市緑地法)	民間の建築物の屋上、空地等敷地内を緑化する計画(緑化施設整備計画)について、市町村長が 認定する。						
緑化地域 (都市緑地法)	一定規模以上の敷地面積における建築物の新築や増改築を行う場合に、都市計画で敷地面積の 一定割合以上の緑化を義務づけ、都市中心部等緑が不足している市街地の緑化を図る。						
地区計画等緑化率条例 (都市緑地法)	一定規模以上の敷地面積における建築物の新築や増改築を行う場合に、地区計画等で敷地面積 の一定割合以上の緑化を義務づけ、都市中心部等緑が不足している市街地の緑化を図る。						